

前払式支払手段の利用者資金の保全方法

1. 前払式支払手段を保有される利用者の資金保全方法について

本会（愛知県経済農業協同組合連合会）が発行するふれあい商品券（以下、前払式支払手段といいます）を保有する利用者保護のための制度として、「資金決済に関する法律（以下、資金決済法といいます）」の規定に基づき、毎年3月31日および9月30日現在の前払式支払手段の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局に供託し、資産保全をすることが義務付けられております。

本会に万が一の事由が発生した場合、利用者は、資金決済法第31条の規定に基づき、保有する前払式支払手段にかかる債権に関して、あらかじめ保全された発行保証金から他の債権者に優先して、返金が行われる仕組みとなっております。

しかしながら、前述のとおり、資金決済法で求められている保全金額は、基準時時点の未使用残高の半額以上であり、利用者の保有する前払式支払手段の全額について保全されているわけではございません。

2. 利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針

本会は、利用者の保有する前払式支払手段について、利用者以外の第三者によって、利用者の意思に反して権限なく利用（以下、不正利用といいます）がなされた場合は、本会ないしはふれあい商品券裏面のお問い合わせ先まで速やかにご連絡ください。

利用者に損失が生じた場合は、不正利用の原因や利用者への事実確認等の調査をさせていただき、その調査の結果、利用者保護が必要である場合は、その損失を補償する等の対応を個別に検討させていただきます。

なお、不正利用が確認できない場合、または本会の責めに帰すべき事由によらず不正利用がなされた場合など、対応しかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

本会は、被害の拡大を防止するために必要があると判断した場合等には、不正利用の発生を公表することがあります。